

避難指示・避難勧告の発令状況

- 避難指示・避難勧告217件のうち、90件（41.5%）が夜間（21時～翌朝6時）に発令。
 - ・ 避難指示64件のうち36件（56.3%）が夜間に発令。
 - ・ 避難勧告153件のうち54件（35.3%）が夜間に発令。
- 避難指示64件のうち、43件（67.2%）が、避難勧告がなく発令。
- 市町村により避難準備情報が出された後、避難勧告が発令された割合（対象人数）は、28.5%。
- 避難勧告等に関しては、各市町村において様々な手段で情報伝達を実施（ホームページ、防災行政無線、広報車、エリアメール等）

[避難指示等の発令時刻]

	延件数		延対象世帯・延人数	
	件数	（割合）	世帯数	人数（割合）
避難指示	64	（—）	10,287	21,503（—）
うち夜間（21時～翌朝6時）に発令	36	（56.3%）	5,324	11,350（52.8%）
うち避難勧告がなく発令(a)	43	（67.2%）	3,763	7,866（36.6%）
避難勧告(b)	153	（—）	60,451	125,147（—）
うち夜間（21時～翌朝6時）に発令	54	（35.3%）	17,034	37,085（29.6%）
合計（避難指示＋避難勧告）(a+b)	217	（—）	64,214	133,013（—）
うち夜間（21時～翌朝6時）に発令	90	（41.5%）	22,358	48,435（36.4%）

[避難勧告の発令]

避難勧告			うち避難準備情報から移行		
市町村数	世帯数	人数	市町村数	世帯数	人数
66	60,451	125,147	17	17,821	35,711

(28.5%)

<参考> 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（H27年8月内閣府）より抜粋

- 市町村が発令する避難勧告等がどのような考え方に基づいているかについて、市町村は住民に周知し情報共有を図るとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取組を行うことが重要である。
- 指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険を及ぼしかねないと避難者自らが判断する場合には、「緊急的な待避」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等への避難）をとることとなる。さらに、外出することすら危険な場合には、「屋内での安全確保措置」（屋内でもより安全な場所への移動）をとることとなる。
- 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告は発令する。
- 水位周知河川は、流域面積が大きくないことから、急激に水位が上昇することがあるため、避難準備情報を発令していなくても、段階を踏まずに避難勧告を発令するが多い。
- 小河川では、時間的余裕がない場合がほとんどであることから、基本的に避難準備情報は発令しない。

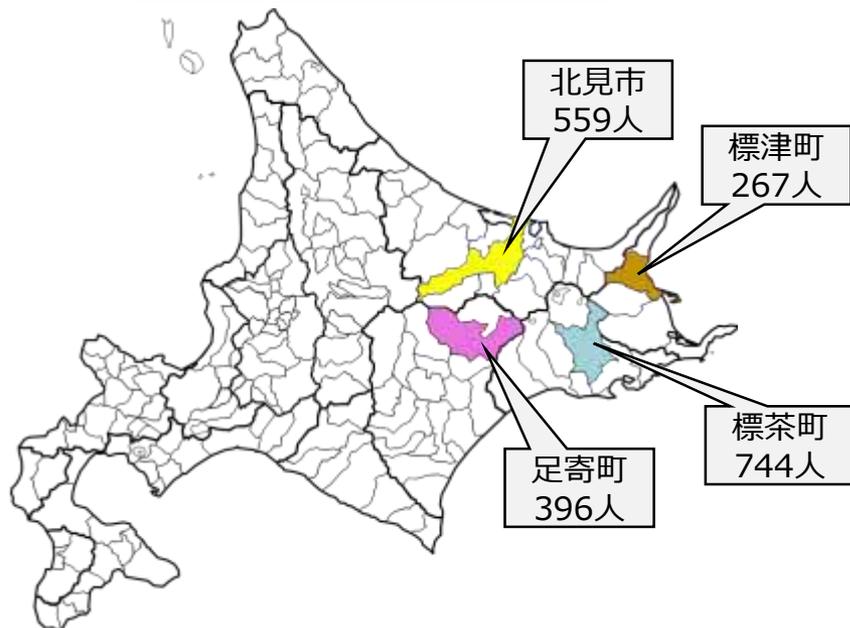
避難者数

- 延べ687箇所の避難所が開設され、延べ11,176人が避難
- 避難指示・避難勧告対象人数（133,013人）に占める避難者（11,176人）の割合は、8.4%

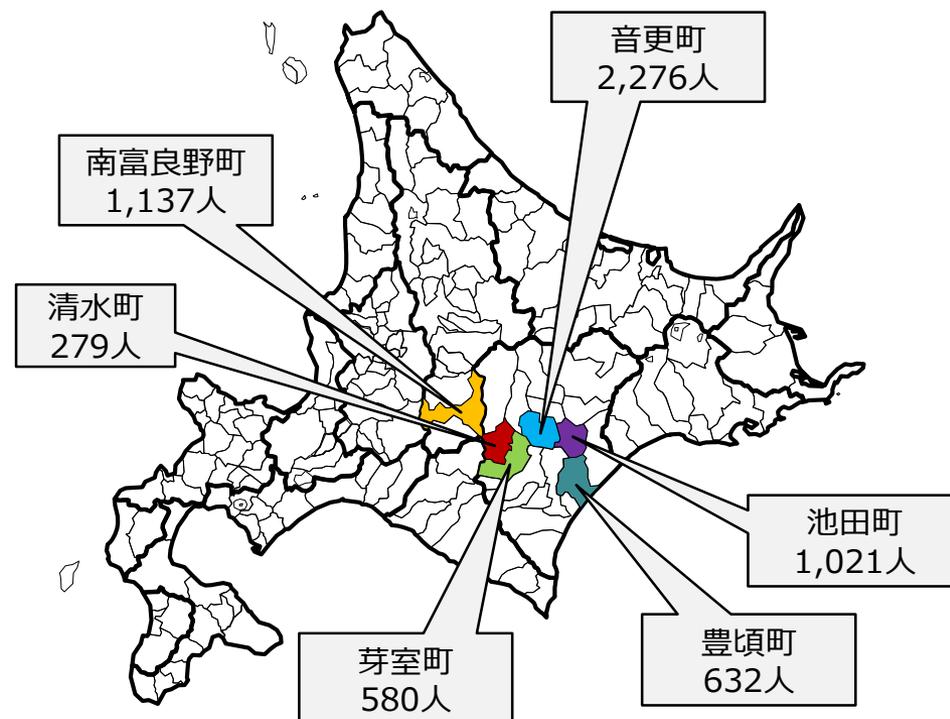
〔一連の台風等の避難者等〕

避難指示・避難勧告 対象人数（人）	避難所数 （箇所）	避難者数 （人）
133,013	687	11,176 (8.4%)

台風11号、9号の避難者



台風10号以降の避難者



社会福祉施設における避難対策

- 避難準備情報の発令により、要配慮者が利用する社会福祉施設において避難行動をとったかは把握されていない。
- 社会福祉施設において、その所在地が災害危険地区内であるか否かを把握しているかは未確認
- 高齢者・障がい者施設における自然災害を含んだ避難計画の作成割合は約9割

[高齢者・障がい者施設での避難計画の作成状況] (H28年4月1日現在)

	施設数	避難計画あり	割合	うち自然災害想定 の避難計画あり	割合
介護保険施設等	1, 8 4 2	1, 8 3 4	99.6%	1, 6 9 0	91.7%
障害福祉サービス事業者等	3, 0 2 2	2, 9 8 8	98.9%	2, 7 3 1	90.4%

(出典：施設現況報告)

※ 道保健福祉部では、避難準備情報が発令された場合、要配慮者は直ちに避難する旨の周知徹底を図ったほか、社会福祉施設の立地条件と、その特性を考慮した自然災害に係る対策を含む避難計画の策定、定期的な避難等訓練の実施について指導を行うとともに、今後、本年12月末時点の改善状況を調査する予定

<参考>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(H27年8月内閣府)より抜粋

- 河川の避難判断水位は避難準備情報の発令に係る判断基準の基本となる。
- 避難準備情報の発令により要配慮者は避難する。
- 災害対策基本法改正により要配慮者及び避難支援関係者へ避難勧告等を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置付けられた。
特に、要配慮者の迅速・確実な避難においては、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を行い、避難誘導の支援を行うことが極めて重要である。

浸水想定区域の見直し・避難勧告等の発令基準

- 洪水に係る浸水想定区域について、平成27年5月の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充することとされた。
- このことを受けて、国及び道では、浸水想定区域の見直し作業を行っているところ。
- 「洪水に係る避難勧告等の発令基準」の策定状況は、対象137市町村のうち、120市町村で策定済み
- 「土砂災害に係る避難勧告等の発令基準」の策定状況は、対象174市町村のうち、167市町村で策定済み

[水防法の改正]

改正の概要

- 現行の洪水に係る浸水想定区域について、**想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表**

(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



河川整備において基本となる降雨を前提

想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

[市町村における避難勧告等の発令基準の策定状況] (H28年6月1日現在)

	対象市町村	うち避難勧告の 発令基準あり	割合
洪水	137	120	87.6%
土砂災害	174	167	96.0%

避難所運営

- 今回の災害では、避難者数が多い避難所では避難期間が短く、また、避難期間が長い避難所では避難者数が少なかったことなどから、大きな混乱が生じたといった情報はなかった。
- 一部の避難所では、保健師による巡回を実施

[避難期間が長かった避難所]

避難所 (市町村)	最大避難者数	開設日時	閉鎖日時
くるみ荘 (日高町)	5	9/2 11:00	9/22 12:00
幕別町町民会館 (幕別町)	5	9/2 15:30	9/13 17:10
稚内市保健福祉センター (稚内市)	2	9/6 13:00	9/14 17:15

[避難者数が多かった避難所]

避難所 (市町村)	最大避難者数	開設日時	閉鎖日時
緑南中学校 (音更町)	1,400	8/31 7:20	8/31 15:20
池田高校 (池田町)	900	8/31 7:45	8/31 14:00
山部中学校 (富良野市)	400	8/30 23:30	8/31 14:30

支援物資の状況

- 被災市町村が備蓄する物資のほか、市町村からの要請に応じ「道と民間事業者で締結している災害時における物資等の調達に関する協定」に基づき、支援物資の提供等が行われた。
- 民間企業などから無償による支援物資提供の申し出があり、一部避難所等へ提供された。

[北海道と民間事業者等において締結している協定（H28.6現在）]

68件延べ143企業・団体等

報道 医療福祉 食料・飲料・生活物資 救助救援 葬祭支援 住宅支援 輸送 など

[支援物資等の提供]

◆食料・飲料

北海道コカ・コーラボトリング(株) [水(500ml) 13,200本]、イオン北海道(株) [パン300個、おにぎり120個]、セコマ(株) [弁当700食、飲料300本]、サッポログループ [水(500ml) 9,360本]、日清食品(株)北海道支社 [即席めん50ケース]、カルビー(株)北海道支店 [シリアル800袋]

◆生活物資

(株)シャルレ [男女下着1,356着]、中央化学(株) [どんぶり1,600個、皿1,800枚]、北見日赤北海道看護大学 [段ボールベッド20台]

◆応急対策用資機材等

KDDI[携帯電話20台]、DCMホームマック(株) [土のう袋300袋、高圧洗浄機10台]、丸玉産業株式会社・北海道森林組合連合会・農林中央金庫[合板1,342枚]、(株)イエスタカギ [消毒液15箱]、本田技研工業 [高圧洗浄機4台]

◆輸送

北海道地区レンタカー協会連合会 [レンタカー9台]、(社)北海道トラック協会 [トラック2台]

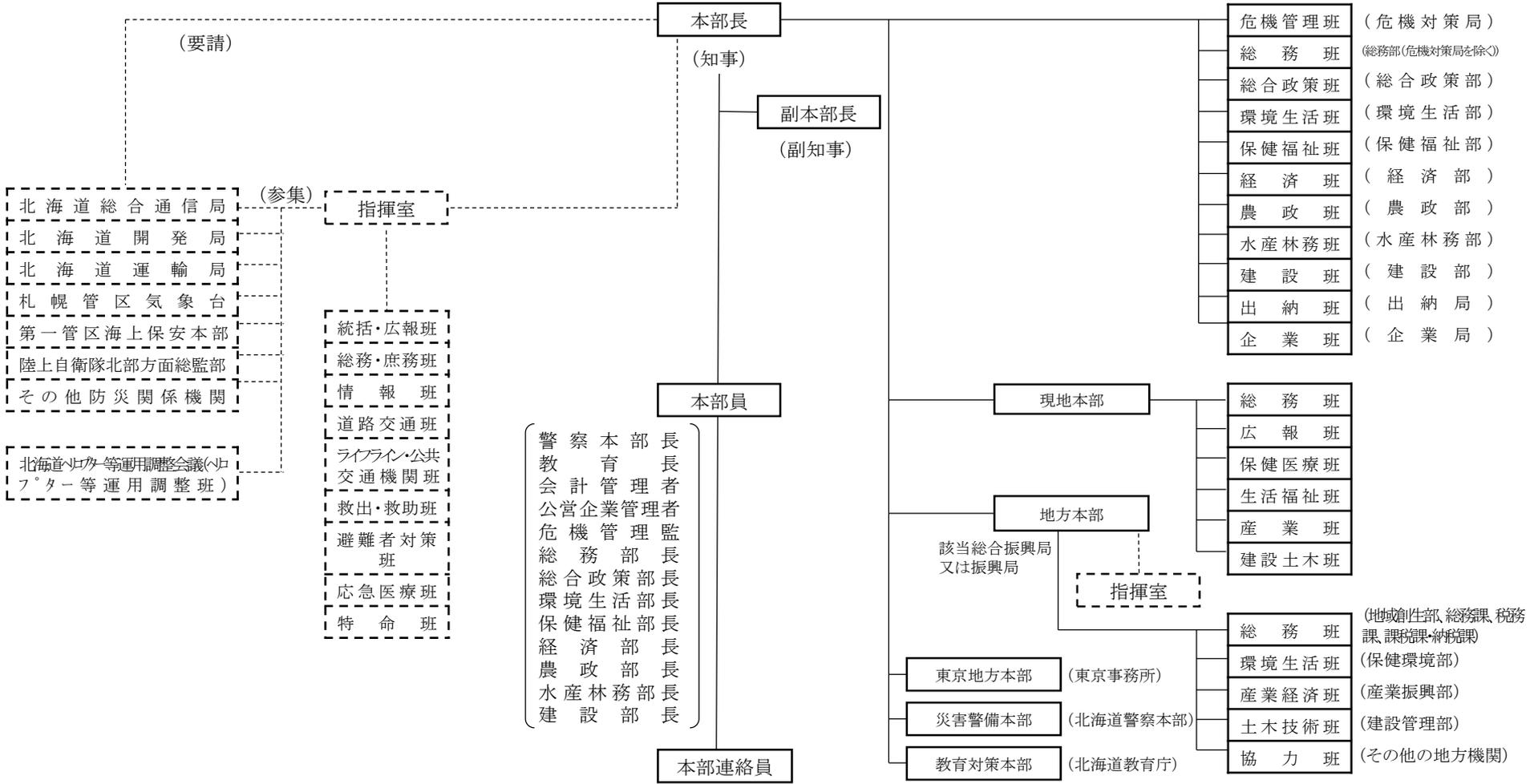
※ 下線の民間事業者等は、道と災害時応援協定を締結

災害対策（地方）本部の体制と活動

- 台風第11号、第9号、第10号等への対応のため、北海道災害対策本部を設置
- 合わせて、災害応急対策の指揮・命令拠点となる北海道災害対策本部指揮室を設置し、防災関係機関や庁内関係部が参集のうえ、連携して災害対応を実施
- 被害の大きかった（又は拡大が見込まれた）振興局等には、北海道災害対策地方本部を設置

	北海道災害対策本部（本庁）	北海道災害対策地方本部（振興局等）
連絡本部設置	8 / 20～21（台風第11号） 8 / 24～25（台風第9号） 8 / 30（台風第10号）	被害状況等に応じ、各振興局及び東京事務所に災害対策地方連絡本部を設置
対策本部設置	8 / 22～24（台風第11号、第9号） 8 / 31～9 / 12（台風第10号等）	被害状況等に応じ、各振興局及び東京事務所に災害対策地方本部を設置
本部員会議 （連絡本部含む）	計9回開催し、被害状況の把握、各部・防災関係機関の対応状況の確認、本部長（知事）から対策指示	地方本部員会議を開催し、被害状況の把握や対応について本部長（振興局長）から対策指示
職員体制	交代職員のローテーションを図り、24時間体制で対応	交代職員の確保が困難で一部の職員の負担増
指揮室設置	本庁舎地下1階の専用室（危機管理センター）に設置 ※ H28.7に整備し設置訓練を実施していたことから、スムーズに体制を構築	未設置（専用室の確保や資機材など未整備のため） ※ 執務室内で対応実施
防災関係機関参集	自衛隊、道警察、北海道開発局、海上保安本部、北海道運輸局、札幌市消防、内閣府、消防庁	自衛隊、北海道開発局、海上保安本部など ※ 防災担当課内に参集
主な活動	・被害情報を把握し、情報共有を図り、一元化 ・ヘリコプターによる人命の救出救助など関係機関が連携した応急対策を実施 ・河川氾濫や道路の土砂崩れの映像配信により、応急対策の実施に活用 など緊密な連携による活動	・被害情報を把握し、情報共有を図り、一元化 ・自衛隊への災害派遣要請の調整など一定程度の活動
庁内各部との連携	・道路、河川の管理や保健衛生の担当部と情報共有を図り、速やかな応急対策や復旧等を実施	・一部の振興局では、庁内連携を図れず、情報の錯綜、情報共有不可

北海道災害対策本部の組織



北海道災害対策本部指揮室

北海道災害対策本部指揮室



定期的に各班の班長が集まり、班長会議を実施し、指揮室内の情報共有を図った

避難者対策班及び応急医療班において、医療救護や避難所運営等に係る諸対策や協定締結機関との連絡調整を実施



救出状況と災害派遣要請

8月31日（水）～9月9日（金）の状況 救出者数**200名**、行方不明者数2名

事案	市町村名	状況	場所等	救助者数	救出機関
救助	芽室町	冠水	市街地	22名	陸自
		孤立	美生ダム	2名	海保(へり)
救助	南富良野町	冠水	市街地	23名	道防災・道警・札消(へり)
		浸水	福祉施設等	130名	陸自
救助	清水町	車転落	平和橋	1名	道警(へり)
		孤立	道道	6名	陸自
救助	日高町	孤立	千栄地区	8名	道警・札消(へり)
救助	新得町	孤立	人道橋	2名	道警(へり)
捜索	新得町	車転落	神社橋	1名	道警(へり)
救助	鹿追町	孤立	かんの温泉	3名	札消(へり)
救助	清水町	孤立	御影地区	1名	道警(へり)
捜索	清水町	車転落	清見橋	1名	(一時中断)
		住宅流出	旭山地区	1名	
救助	羅臼町	車転落	国道335号線	1名	道警

・ 道防災 = 北海道防災航空隊 道警 = 北海道警察 札消 = 札幌市消防局 陸自 = 陸上自衛隊 海保 = 海上保安庁

※自衛隊の災害派遣要請→断水による給水・入浴支援、要救助者捜索及び救出救助、炊事、輸送支援（合計10件）

※赤書については、H28.12.1訂正

ヘリコプター等運用調整班

(参考)

- 道災害対策本部の求めに応じ、ヘリコプター等保有機関をはじめとした関係機関の職員により構成され、効果的な災害対策活動と安全な運航を行うための運用調整を実施

道防災航空隊、道警察本部、札幌市消防局、第一管区海上保安本部、陸上自衛隊が連携を図りながら、迅速的確な救出救助計画を検討

ホワイトボードで効果的な災害対策活動と安全な運航を行うための運用調整を実施



消防庁、内閣府防災担当など、国の関係機関とも情報共有を図った

道民や報道機関への情報発信 ⑧広報・情報提供

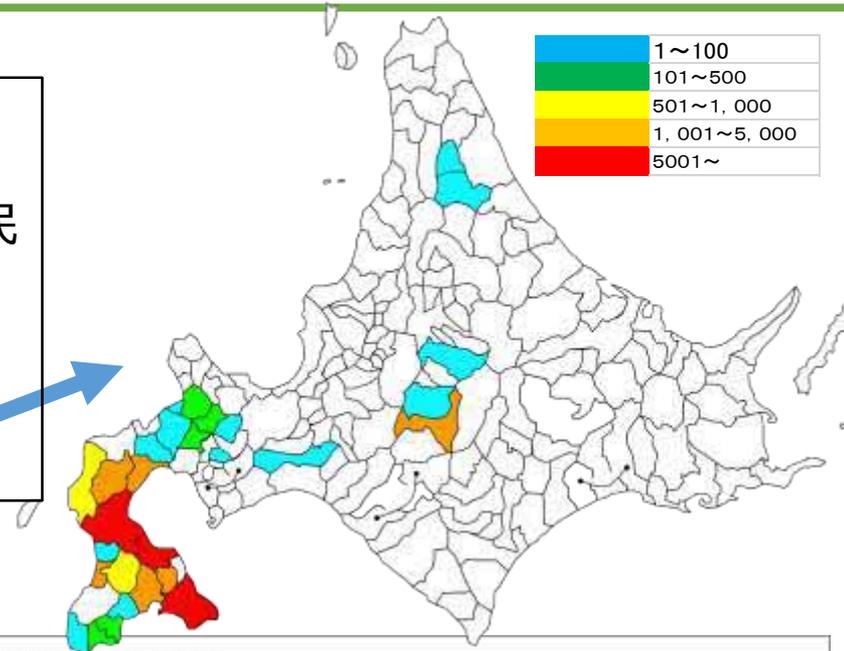
- 被害状況等を定期的に道のホームページに掲載するとともに、知事記者会見により、台風等大雨に対する被害状況や注意喚起について発信
- 報道機関に対しては、定期的に救出・救助や捜索活動等に関して発表したほか、指揮室内に設置したホワイトボードにより最新の被害状況等を情報提供

[主な情報発信内容]

- 被害状況等の発表、道のホームページにも掲載（31回）
※道災害対策本部立ち上げ時（8/22・8/31）は、特に避難発令や被害状況等をこまめに道民に注意喚起する必要があることから、8/23,31については、1日3回被害情報を提供（8/17,8/22、9/1、9/2、9/5は1日2回）
- 災害対策本部指揮室内にホワイトボードを設置し、最新の被害状況等の情報を提供
※救出・救助を要する事案の対応状況等についての発表（14回）
- 捜索活動に関する事項の発表
- 知事定例記者会見
台風への警戒に対する注意喚起や被害状況等について説明（3回）
- 道及び札幌管区気象台が台風に関する説明会を実施
- 道災害対策(連絡)本部員会議を計9回開催(公開)し、被害状況や対応状況について情報発信
- J Rの不通状況や主要道路である国道や高速道路の通行状況、道内の路線バス等の運行状況に関して、関係機関から積極的な情報提供（道開発局、道運輸局、ネクスコ）

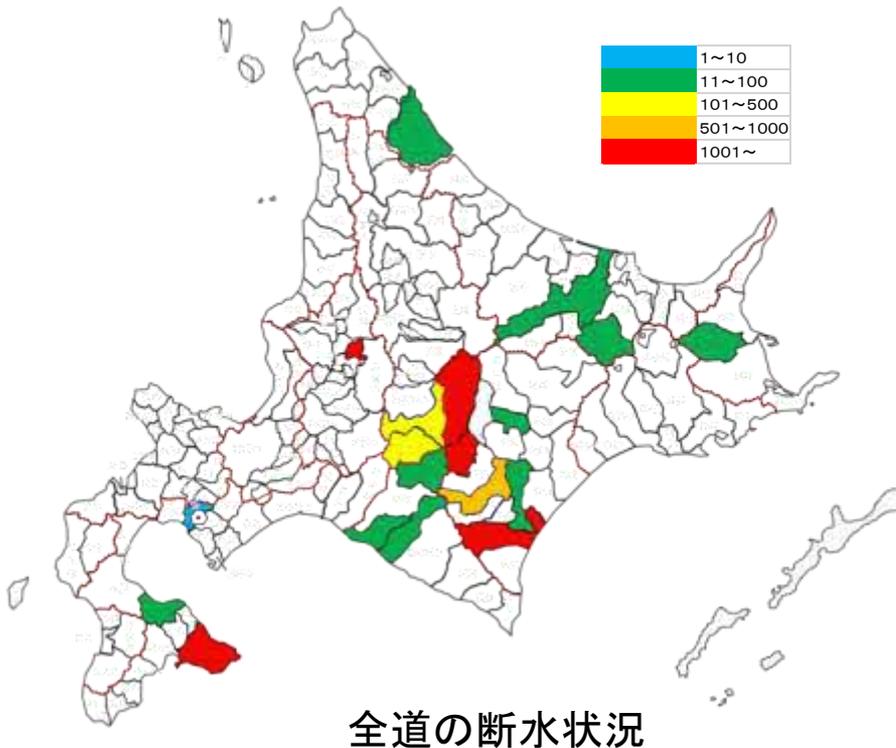
停電状況

- 暴風や土砂崩れにより送電線が遮断され、全道で大型停電が発生
- 復旧までは4日程度を要し、その間、住民生活に大きな影響を与えた
- 台風第10号等により、延べ153,938戸が停電し、北海道電力が順次復旧作業を実施
- 自家発電や移動電源車により電力を確保



断水等の状況

- 土砂崩れ、河川氾濫等により、取水施設の流失や導水・配水管の破損等が発生
- 延べ19市町村、約13,000戸で断水、市町村によっては、2～3週間の断水
- 自衛隊、北海道開発局、日本水道協会道東地区（釧路市、帯広市、北見市）による応急給水の実施
- 日本水道協会による仮復旧への助言、洗管計画の策定、洗管作業の実施



断水の影響が大きかった主な市町村

市町村名	最大断水戸数	断水期間
清水町	3,000戸	8/31～9/15
新得町	2,700戸	8/31～9/18
大樹町	2,300戸	8/31～9/ 7
赤平市	2,300戸	8/25～8/27
函館市	1,600戸	8/30～9/ 1
帯広市	600戸	8/30～9/ 2

通信関係

9月2日17時現在の通信状況 ～北海道総合通信局からの情報提供～

- 橋の崩落、強風、倒木等による断線、停電による基地局障害等の影響を受け、通信関係は、広範囲で不通、停波状態
- 北海道総合通信局による移動通信機（衛星携帯電話）の貸与（伊達市大滝支所）
- 事業者による移動基地局車や自家用発電機対応により電源を確保

※主な被害状況を抜粋

区分	事業者	被害状況等
固定電話	A社	加入電話、ISDN回線等の不通(清水町、南富良野町:約1,600件)
携帯電話	B社	台風第10号の影響による伝送路故障及び停電(67局)(南富良野町他)
	C社	基地局停波(清水町、南富良野町:19局)
	D社	一部エリアに影響(南富良野町、占冠村、日高町:49局)
テレビ事業者		商用電源の停電(函館市、今金町他:自家発電機で対応)
ラジオ事業者		商用電源の停電のため、無音状態(帯広局)
コミュニティFM		放送中継回線の途絶により放送中断(函館市)
ケーブルテレビ		土砂崩れ等によるケーブルの流出のため、12軒のホテルに影響(東川町)

交通規制等

- 土砂崩れや道路冠水などにより、道道322路線409箇所、国道33路線69区間で通行規制を実施
- 道管理79河川、国管理9河川で、堤防の決壊や越水・溢水・内水氾濫

○ 道路関係被害

平成28年10月11日現在

道道通行規制	国道通行規制
322路線409箇所 (うち事前通行規制217箇所) (規制中:31路線34箇所)	33路線69区間 (うち事前通行規制47区間) (規制中:1路線1区間)
知床公園羅臼線、天人峡美瑛線など	国道38号(南富良野町)、274号(日勝峠)など

○ 河川関係被害

	道管理		国管理	
	堤防決壊	氾濫	堤防決壊	氾濫
河川数	5	74	4	22
(主な河川)	芽室川	足寄川 利別川 ペケレベツ川	空知川 札内川	常呂川 石狩川

孤立状況と支援・救助体制

- 土砂崩れによる道路の寸断や橋梁の崩落等により、全道各地で孤立地区が発生
- 避難所にあらかじめ配備していた食料等備蓄や衛星携帯電話のほか、連絡船を活用した輸送を実施
- 防災関係機関のヘリやボートなどを活用し、救出救助活動を実施



※主な孤立状況と対応

市町村名	孤立原因	規模	孤立期間	ライフライン			通信関係		備蓄資機材	支援救助体制
				電気	水道	ガス	固定電話	携帯電話		
東川町	道路陥没、天人峡美瑛線寸断	約90人	8月20日～21日	停電	井戸水	正常	不通	可能	—	道道天人峡美瑛線片側交通(一時的)により避難実施
羅臼町	土砂崩れのため、道道羅臼線寸断	266世帯 760人	8月24日～30日	停電	正常	正常	不通	一部不通	衛星携帯電話 食料	要配慮者あり(要介護者1名、在宅酸素ボンベ利用者4名)物資や人員は、市街地と孤立地区を結ぶ連絡船で搬送
日高町	高潮により浸水	16世帯 25人	8月30日～31日	停電	正常	正常	可能	可能	迂回路で輸送	消防・警察・町が連携し、ボートで救助
新得町	町道橋梁の崩落により町道寸断	24世帯 43名	8月31日～9月1日	一部停電	断水	正常	不通	一部不通	—	道警ヘリによる孤立状態の確認や救出救助

災害ボランティア

- 被災地の市町村社会福祉協議会（社協）が、市町村と連携し、道社協や他市町村社協、NPO、青年会議所、共同募金会、道等の支援を受けながら、災害ボランティアセンターを設置・運営。
- 災害ボランティアセンターでは、住民のニーズを把握し、個人や団体ボランティアを受け入れ、浸水家屋の泥出し・清掃、家財道具の移動、断水世帯に対する給水支援などを実施。

※速報値

市町村	開設日	募集範囲	参加人数 累計	参加人数 一日最大	直近(10/22) 参加人数	ボランティア 募集の現状
南富良野町	9/1	道内	5,578	353	74	
清水町	9/4	全国	1,615	129	—	10/16募集終了
芽室町	9/6	町内	225	126	—	9/30募集終了
新得町	9/7	十勝	385	74	—	9/30募集終了
幕別町	※	十勝	31	12	—	9/25募集終了

※ 幕別町は災害ボランティアセンターは設置せず、通常の社協ボランティアセンターを活用

※ ボランティア募集を終了した市町村で、住民から新たに活動希望があった場合は、これまで活動したボランティアに依頼して対応

道・防災関係機関による支援体制

- 被災市町村では、限られた職員で、情報収集・伝達や避難所開設などの災害対応のほか、住民や報道機関、関係機関からの問い合わせの対応など大量の業務に従事しており、行政機能が低下する傾向
- 道路や河川、農業用施設など被害の多発により、被災市町村では、特に専門的知識を有する技術職員が不足

道・防災関係機関等による職員派遣による支援

北海道

(支援職員)

本庁の危機対策課経験職員及び災害対応に精通している退職自衛官を1市7町へ派遣。市町長へ直接、応急対策などに関する助言を実施

(連絡職員)

地元振興局職員を派遣し、被害状況等把握のための情報収集を実施

(専門職員)

道路・河川・水道の応急対策や復旧のための専門技術職員、避難者支援のための保健師を派遣

自衛隊

(災害派遣及びL O派遣)

- ・被災市町村の被害状況や行政機能等の把握
 - ・自衛隊の活動や能力の情報提供
- 派遣部隊約2,100名、L O派遣実績434名

北海道開発局

(リエゾン)

自治体からの情報収集、情報提供及び支援要請の確認 ※約400名 (10/17時点)

(TEC-FORCE)

応急対策、技術的指導及び激甚災害指定に寄与するための早期の現地調査
※約1,150名 (10/17時点)

消防機関

※水防活動、避難誘導等 約2,000名 (9/9時点)

道警察

※捜索活動等 約7,000名 (9/12時点)

災害時相互応援協定

「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」 (H9年締結)

南富良野町では住家の浸水多発
→ 住家被害把握のため、協定に基づき、近隣市、札幌市などから建築士などの職員派遣

清水町・芽室町では道路や農業用水路被害
→ 現在、派遣に向けて調整中